（別添）

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令について（概要）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

１．改正の内容

○　公費負担医療の対象療養に係る高額療養費については、原則として、一律に一般所得区分と同じ算定基準額(自己負担限度額)を適用することで高額療養費を現物給付しているところ、難病の治療研究を目的とする事業により公費負担医療の対象となる一定の疾病に対する療養（特定疾病給付対象療養）については、自治体から保険者に所得区分の照会（以下「保険者照会」という。）を行い、公費負担医療の受給者証に高額療養費の所得区分を記載することで、医療機関窓口において所得区分が把握でき、現物給付が可能なこと等から、所得区分に応じた自己負担限度額を適用してきた。

○　こうした中、保険者照会については、自治体や保険者の事務負担が過重になっている等の課題が指摘されており、令和６年の地方からの提案等に関する対応方針（令和６年 12 月 24 日閣議決定）において、指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度における「高額療養費制度の所得区分情報については、令和７年中にオンライン資格確認等システムを活用することにより、受給者証（中略）への記載を不要とする。」とされた。

○　これを受け、特定疾病給付対象療養に係る保険者照会事務を廃止し、病院等における所得区分の把握をオンライン資格確認システム等を活用して行うこととするため、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）と同様の改正を行う。

２．改正の概要

○　健康保険法施行規則と同様に、特定疾病給付対象療養に係る日本私立学校振興・共済事業団の認定（以下単に「保険者の認定」という。）について規定している私立学校教職員共済法施行規則（昭和 28 年文部省令第 28 号）第４条の９の２を改正し、日本私立学校振興・共済事業団が行うこととされている、限度額適用認定又は限度額適用・標準負担額減額認定による所得区分の認定等により受けられることとする。

○　オンライン資格確認システムが未導入の機関で受診した等の事情により、病院等で所得区分が確認できない場合において、高額療養費の現物給付を行う場合、保険者の認定を受けていないものとみなす。

※　なお、この場合、通常の公費負担医療の対象療養に係る高額療養費として一律に一般所得区分と同じ高額療養費算定基準額が適用され、医療保険負担額と公費負担額が定まるが、受診者の窓口負担額は変わらない。

○　その他、所要の改正を行う。

３．施行期日等

○公布日：令和８年２月 27 日

○施行日：令和８年３月１日